



給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していた子どもの人数×5万円

○対象者

五所川原市に住所を有する妊娠されていた人
(日本国内に住所を有する者)

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請先

五所川原市子ども家庭センター(五所川原市役所子育て支援課)

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して
います。給付金申請時などにお話を伺うこと
ができます。

五所川原市子ども家庭センターでは、
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども
お話いただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、五所川原市子ども家庭センターへ直接お問い合わせください。
連絡先:0173-35-2111(内線2472~2476)